

(様式 2)

京丹後市母子家庭等自立促進計画の概要

1 計画策定の趣旨について

本市では、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の規定による「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成 20 年 厚生労働省告示第 248 号）」に基づき、ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）に対し、子育てや生活の支援、就業支援を総合的かつ計画的に展開するため、平成 21 年 4 月に「京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立支援のために取り組んできた。

しかしながら、日本経済の回復の兆しがみられるというものの、ひとり親家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、安心して子育てができる環境と経済的な安定を図るためにも、引き続き育児支援や経済支援、就業支援相談事業の充実など、様々なニーズに応じたきめ細かな支援が必要となっている。

2 計画策定の目的について

状況を踏まえ、ひとり親家庭等をめぐる現状や施策を検証し、引き続きひとり親家庭等のきめ細かな福祉サービスと自立支援を総合的かつ計画的に展開するために、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部改正（平成 25 年 厚生労働省告示 31 号）」も踏まえ、「第 2 次京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定する。

3 計画の期間について

計画の期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

4 施行期日について

平成 26 年 4 月から施行する。

5 その他

なし